

令和9年度 いわき市社会福祉施設整備費等補助対象事業募集要項

1 目的

「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度）に基づく、必要性・緊急性の高い障害福祉サービス事業所等の整備に対する支援を行うため、次により公募します。

2 公募内容

(1) 応募資格

社会福祉法人、医療法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人のいずれかに該当する法人。

(2) 対象事業及び地区

表に記載の施設について募集を行います。下記ア～オについても確認ください。

施設の種類	優先的な整備が必要な地区 ※
生活介護	小名浜地区、勿来・田人地区、内郷・好間・三和地区、四倉・久之浜・大久地区、小川・川前地区
短期入所	勿来・田人地区
共同生活援助	小名浜地区、勿来・田人地区、常磐・遠野地区、内郷・好間・三和地区、四倉・久之浜・大久地区、小川・川前地区
児童発達支援	小名浜地区、勿来・田人地区、四倉・久之浜・大久地区
放課後等デイサービス	勿来・田人地区、内郷・好間・三和地区、四倉・久之浜・大久地区

ア 災害レッドゾーン（災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、津波災害危険区域）については、対象外となります。

※ 防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合は除く。

イ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域等においては、安全上及び避難上の対策を講じる必要があります。

ウ 多機能型施設の場合は、主となるサービス種類によって地区を判断します。

エ 生活介護、児童発達支援、放課後等デイサービスについては、重症心身障がい児（者）、医療的ケア児（者）へのサービス提供が可能であることが必須となります。

オ 災害等が発生した場合においても一定のサービスが提供できる体制の整備のため、施設の耐震化、非常用自家発電設備、ブロック塀等の改修、水害対策強化、感染防止対策等の改築に係る整備事業の場合は、施設（サービス）の種類は問わず募集を行います。

※ 優先的な整備が必要な地区の場合は、審査における加点の対象となります。

(3) 事前相談

ア 計画書の提出を予定する法人は、提出期限の1週間前（9月3日(木)）までに来課のうえ、事前相談を行ってください。事前相談には法人代表者、施設長予定者又は法人の職員であって、計画内容を熟知している方がお越し下さい。設計会社やコンサルティング会社からの事前相談（電話による確認、問合せ及び事前相談時の同席を含む。）は受け付けません。

事前相談では、提出資料に対する説明のほか、法人の整備事業に対する考え方、運営方針、利用者の見込み、補助金が交付されなかった場合の対応等について説明していただきます。

イ 事前相談に当たっては、必ずあらかじめいわき市障がい福祉課の施設整備費補助担当へ連絡し、相談日時を予約のうえお越しください。

ウ 事前相談の過程において、いわき市障がい福祉課からの必要な指示に従っていただけない場合には、事前相談を打ち切り、計画書を受理しません。

3 提出書類

次の(1)～(14)の書類を提出先まで紙及びデータにて提出してください。

- (1) 補助金等交付申請書
- (2) 施設整備計画書
- (3) 令和9年度社会福祉施設整備事業計画書（様式1-1～1-4）
- (4) 位置図
- (5) 土地測量図又は公図
- (6) 土地登記簿謄本
- (7) 施設配置図
- (8) 施設平面図
- (9) 事業費内訳
- (10) 令和7年度決算書
- (11) 令和8年度予算書
- (12) 意思決定過程がわかる資料（理事会の議事録等）
- (13) 借り受けや寄付を受ける場合はそれに関連した資料
- (14) 暴力団等反社会勢力でないことを警察等関係機関へ照会することに関する同意書

○ 提出期限

令和8年9月10日（木）【必着】

※ 提出期限において書類に不備がある場合、計画書を受理しないことがあります。

※ 計画書の内容を提出後に変更することは認められません。十分な検討のもとで作成してください。

○ 提出・事前相談先

いわき市 保健福祉部 障がい福祉課 支援係

住所 〒970-8026 いわき市平梅本21 いわき市役所本庁舎2階

電話 0246 (22) 7485/FAX 0246 (22) 3183

E-mail shogaifukushi@city.iwaki.lg.jp

※受付可能時間は平日8時30分から17時15分までとなります。

4 選定方法・審査結果

- (1) 補助対象は、いわき市社会福祉施設等選定審査委員会での審査を経て優先順位を決定します。
- (2) 審査にあたっては、公募申込書に記入していただいた審査項目の内容について、項目ごとに評点化し、その合計点数により優先順位を決定します。
- (3) 審査会を開催し、応募者に対しヒアリングを行います。
- (4) 選定結果は、審査後速やかに、文書にて通知し、市ホームページ上にも掲載します。

なお、国または市の予算の状況によっては、補助事業が必ず実施されるとは限りませんので、予めご了承ください。

5 選定スケジュール

日程	内容
令和8年 8月14日	応募受付開始
令和8年 9月10日	応募書類の提出期限
令和8年 9月	書類審査、選定委員会開催（ヒアリング）
令和8年 10月	対象事業者決定

6 その他留意事項

- (1) 令和9年度に整備を行うもので、原則として令和9年度内に事業完了予定のものが対象となります。既に整備に着手している事業については対象となりません。
- (2) 土地の取得、造成、備品、外構工事等に係る経費については補助対象外です。
- (3) 計画書提出時点で、建物を建設できるか否かが不確実な計画は、協議の対象としません。
- (4) 建設予定地は、日照、通風等の生活環境が良好であり、家族等の訪問、在宅福祉サービスの利便等の観点から交通の便も良好であることが必要となります。
- (5) 施設がその地域において孤立することのないよう、当該地域住民等との連携が図られ、かつ医療機関等の協力体制が良好であることが必要となります。
- (6) 創設等新規で事業を開始する場合でない限り、障害福祉サービス等情報公表システム、保護施設等災害時情報共有システムへの災害時緊急連絡先メールアドレスの登録が必要となります。新規の場合は、事業開始後同システムへの速やかな登録が必要になります。
- (7) 選定については、市社会福祉施設等選定審査委員会を開催し、必要性の高い整備事業計画として承認された案件のみとなります。サービス供給見込量、当該事業の必要性・緊急性等を勘案して選定を行います。
- (8) 概算設計費用などの整備事業計画の立案に係る諸経費については、すべて法人の負担となり、選定されない場合にも、その諸経費に関する補助等はありません。
- (9) 社会福祉施設等選定審査委員会において、「整備することが適当」と認められた案件であっても、状況により選定できないことがありますので、あらかじめご了承ください。
- (10) 国との協議の結果、国庫補助金の交付対象とならなかった場合、市補助金についても交付されません。また、国庫補助金については、国の要綱どおりの補助率とならない場合があります。
- (11) 事業着手は、国の補助金交付決定（※例年整備を実施する年度の8月頃）を受けて市が交付決定（※実施設計を要する事業は実施設計後）を行った後となります。整備に要する期間を考慮すると、実質的なサービス提供開始は令和10年度からとなりますので、整備事業計画立案に当たってご留意ください。
- (12) 補助事業により整備した施設については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき処分制限等が適用されます。

- (13) 書類提出後、ヒアリングを実施します。日程等は別途お知らせします。書類提出後、必要な指示に従っていただけない場合には、協議を終了しますのでご注意ください。
- (14) 提出された整備事業計画は、いわき市情報公開条例（平成10年いわき市条例第1号）等関連規定に基づき公開することがあります。
- (15) 応募書類一式については返却いたしません。